

## リフォーム事業者認定制度 規約

### (目的)

第1条 リフォーム事業者認定制度(以下「本制度」)は、良質な中古住宅流通を促進するため、消費者の皆様が安心して住まいを選択できる環境づくりの一環として、不動産流通事業者と協力の下、中古住宅に必要なホームインスペクションや耐震診断などの専門技術や知識を基に、既存住宅売買瑕疵保険の付保および消費者の信頼性の向上を図ることを目的とする。

### (認定リフォーム事業者(以下「認定事業者」)の定義)

第2条 第1条に規定する目的に賛同するリフォーム事業者や工務店等の建設事業者(以下「事業者」)であって、東北地区中古住宅流通促進協議会(以下当協議会)へ認定事業者としての届出を行い、不動産流通事業者と協力し、既存住宅瑕疵保険の付保を前提としたホームインスペクションや、消費者が安心できるリフォームを行うものをいう。

### (当協議会の義務)

第3条 当協議会は認定事業者となることを希望する事業者へ講習を行い、認定申請の受けおよび申請情報の管理並びに制度に関する資料等の交付を行うものとする。

2 当協議会は、安心安全な中古住宅取引を消費者に提供するため、適正なホームインスペクションのマニュアルやパンフレット等の作成を通じて、認定事業者に対する適切なリフォームの啓蒙に努めるものとする。

3 当協議会は、認定を行った事業者情報をホームページなどで公開するものとする。

4 当協議会は、不動産流通事業者と認定事業者が協力して既存住宅瑕疵保険の付保を伴う適切なリフォームに効果的な取組みができるよう、ホームページ等を通じて継続的に必要な情報の提供を行うものとする。

### (認定事業者の要件)

第4条 認定事業者となることを希望する事業者は下記の事項を満たすことを要件とする。

- (1) 建設業の許可を取得していること。
- (2) 建築士事務所登録をしていること。
- (3) 過去に建設業法違反などの指導を受けていないこと。
- (4) 建設工事賠償責任保険に加入していること。
- (5) 瑕疵保険検査会社へ登録していること。
- (6) 耐震基準適合証明書の発行実績があること(認定から2年以内の実現でも可)。
- (7) フラット適合技術者が在籍していること(認定から2年以内の実現でも可)。

### (認定の申請)

第5条 認定事業者となることを希望する事業者は当協議会の定める申請書に必要事項を記入し認定事業者の申請を行うものとする。

2 当協議会は、事業者に対して必要な資料を交付するものとする。

### (認定事業者の義務)

第6条 認定事業者は次の各号に規定する事項を実践するものとする。

- (1) 協議会の推奨する中古住宅流通ビジネスモデルを理解し、不動産流通事業者と協力し既存住宅瑕疵保険の付保を前提としたホームインスペクションを行うこと。

- (2) 消費者の希望に応じて、前項のホームインスペクションの結果による是正工事やリフォーム工事等を適正に行うこと。
- (3) 既存住宅瑕疵保険の付保、工事の引き渡しにあたって、不動産流通事業者と連携すること。

(認定事業者登録情報の変更)

第7条 認定事業者は、登録情報に変更があったときは、速やかに当協議会に情報変更の旨を報告するものとする。

2 当協議会は前項の規定により登録情報の変更申請を受けた場合は、申請された内容で本制度のホームページの情報変更を行うものとする。

(認定事業者登録情報の抹消)

第8条 認定事業者は、廃業その他やむを得ない理由により登録を抹消したいときは、当協議会にその旨報告するとともに、本制度に関するホームページ掲載情報や掲示物を取り下げるものとする。

2 当協議会は前項の規定により登録情報の抹消申請を受けた場合は、本制度のホームページから認定事業者の登録情報を抹消する。

(認定事業者の禁止行為)

第9条 認定事業者は、本制度運用にあたって次の各号に定める行為をしてはならないものとする。

- (1) 本制度に関する情報を改ざんする行為
- (2) 第三者又は当協議会の財産、名誉又はプライバシー等を侵害する行為
- (3) 第三者又は当協議会の著作権その他の知的財産を侵害する行為
- (4) 法令若しくは公序良俗に反する行為又はかかる行為を勧誘若しくは助長する行為
- (5) 当協議会の信用を傷つけ、又は当協議会に損害を与える行為
- (6) 当協議会又は第三者を中傷、誹謗する行為
- (7) 虚偽の情報を送信する行為
- (8) その他、当社が不適切と判断する行為

2 当協議会は、認定事業者が以下のいずれかに該当する場合又はそのおそれがある場合には、当協議会の判断にて、認定事業者の承諾なく、また認定事業者に対して何らの責任を負うことなく、認定事業者の認定を取消することができるものとする。

- (1) 前項の禁止行為のいずれかに該当するおそれがあると当協議会が判断するもの。
- (2) 事実明らかに反すると当協議会が判断するもの。
- (3) その他当協議会が不相当と判断するもの。

(反社会的勢力との関係の禁止)

第10条 当協議会および宣言店は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的を

- もってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
  - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 2 当協議会および認定事業者は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。
- (1) 暴力的な要求行為。
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。
  - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為。
  - (5) その他前各号に準ずる行為。
- 3 当協議会および認定事業者は、前二項の表明に反して、相手方が暴力団員等あるいは前二項各号の一にでも該当することが判明したときは、何らの催告をせず、本規約に基づく一切の認定を解除することができ、相手方はこれになんら異議を申し立てないものとする。なお、この場合、表明に反した当事者は、期限の利益を喪失し、直ちに相手方に対する債務の弁済を行うものとする。

作成：平成 28 年 1 月 29 日